

告示

埼玉県告示第千四百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十二月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ春日部ユリノキ通り店

埼玉県春日部市豊町四丁目六番一号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二千八百二十五平方メートル

（変更後）千三百八十九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四〇台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十八年八月十日

ニ 届出年月日

平成二十七年十二月九日

二 縦覧期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十七年十二月二十二日から平成二十八年四月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課